

市芸術協会新規会員

芸術協会は、文化意識の高揚に努め、地域文化の振興発展に寄与することを目的とする任意の団体で、どなたでも入会できます。

会員には、コンサート・講演会などの鑑賞券・鑑賞補助券をお届けします。催物によっては会員限定の先行予約などもあり、格安な価格で素晴らしい公演を鑑賞できます。

【申込方法】事務局(川内文化ホール内)に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、年会費2400円を添えて、直接申し込み

【申込・問合先】市芸術協会事務局(川内文化ホール内) 07570

相談

弁護士 無料法律相談【要予約】

県弁護士会所属の弁護士による無料法律相談を実施します。

【時・所】

5月10日(木)13時~16時・川内文化ホール

5月18日(金)13時30分~16時30分・総合福祉会館(永利町)

【定員】先着6人

【予約開始】5月1日(火)から

【予約方法】電話 受付時間は平日9時~17時

【予約・問合先】県弁護士会 099(226)3765

司法書士

無料法律相談【要予約】



秘密は固く守られます。ぜひ、ご相談ください。

【時】5月25日(金)13時~16時

【所】川内文化ホール

【相談員】県司法書士会所属の司法書士

【内容】主に多重債務に関する相談、その他金銭貸借など契約全般に関する相談

【定員】先着6人

【予約開始】5月1日(火)から

【予約方法】電話

受付時間は平日8時30分~17時15分

【予約・問合先】本庁市民課市民相談G(内線2572)

財産・登記無料相談【要予約】

【時】5月11日(金)13時30分~16時30分

【所】総合福祉会館(永利町)

【対象】本市に居住する方(法人は除く)

【予約方法】電話

【予約・問合先】社会福祉協議会本所 022355

お知らせ

「ゴールド集落支援市民活動補助金」の申請を受け付けています

【補助内容】ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動を行う団体に補助金を交付します。

【支援活動の種類】道路などの清掃活動、見守りサービス、通院・買物などの移動サポート

【地域行事や都市部との交流事業】

業の支援

▼伝統芸能や教育交流事業の支援

▼地産地消の取り組み支援

▼観光資源の創出 など

【補助対象団体】NPO法人や5人以上で構成するボランティア団体

*地区コミュニティ協議会や自治会は除きます。

【補助対象経費】公共的な支援活動に直接必要となる経費

【補助金額】補助対象経費の総額の4分の3以内とし、24万円を限度とします。

【必要書類】交付申請書、構成員名簿、事業計画書、収支予算書(市ホームページからダウンロードできます)。

【申請期限】5月31日(木)まで

【申請・問合先】本庁コミュニティ課(内線4612)および各支所市民生活課

「市民活動促進補助金」の申請を!

【補助内容】「福祉」、「安心・安全」、「環境」など地域活性化のために公共的な活動を始めて間もない市民活動グループ(ボランティア)を限度とします。

ンティア団体・NPO法人などに補助金を交付します。共生・協働の活性化のため、市民の皆さまの協力をお願いします。

【補助活動の種類】保健、医療または福祉の増進を図る活動

▼生涯学習の推進

▼まちづくりの推進

▼学術・文化、芸術またはスポーツの振興

▼環境の保全

▼人権の擁護または平和の推進

▼地域安全活動 など

【補助対象団体】NPO法人や5人以上で構成するボランティア団体などの市民活動グループ

【補助金額】1年目は補助対象経費の総額の4分の3以内とし、以後2年目2分の1以内、3年目3分の1以内とし、いずれも20万円を限度とします。

【必要書類】交付申請書、構成員名簿、事業計画書、収支予算書(市ホームページからダウンロードできます)。

【申請期限】5月31日(木)まで

【申請・問合先】本庁コミュニティ課(内線4612・4613)および各支所市民生活課

軽自動車税の免除申請手続きを

本年度より、軽自動車税の課税免除申請は、最初の1回のみ申請で済むようになりました。免除対象者で免除申請する方は、5月24日(木)までに申請してください。なお、対象者1人に対し、1台のみ(普通自動車を含む)免除します。

【対象】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方

*障害区分(級)などによっては減免の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

*昨年度減免を受けている方は申請なしで免除への移行ができます。(原則平成24年度は申請は不要です。)

【申請に必要なもの】平成24年度軽自動車税納税通知書

▼身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

生計同一証明書(身体障害者の方など)と生計を一にする方が、身体障害者の方などの通院・通学などを目的に軽自動車を使用する場合に必要な

予防接種について

本年度もヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン予防接種の費用を全額助成します。

Table with 3 columns: 予防接種, 予防できる病気, 対象者. Rows include Hib, Pneumococcus, and Cervical Cancer vaccines.

*17歳となる女性については、平成23年度中に本事業における接種を受けている場合には対象者となります。

【持っている物】母子健康手帳

自然エネルギー利用促進、温室効果ガス排出削減のため、地球にやさしい環境の整備(住宅用太陽光発電設備の導入、プラグインハイブリッド自動車および電気自動車の購入、電動アシスト自転車の購入)に対する補助金を交付しています。

環境整備補助金を交付します

住宅用太陽光発電設備

【対象】平成23年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、既存の住宅および新築住宅に太陽光発電設備を本市内の施工業者により設置した方、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国補助金の交付決定を受けている方



【補助金額】太陽電池モジュール最大出力値1kW当たり4万円、限度額16万円

プラグインハイブリッド自動車・電気自動車

【対象】平成23年4月1日(プラグインハイブリッド自動車に限っては平成24年4月1日)以降に、国が実施している補助金の交付を申請し、交付決定を受けている方

【補助金額】国が実施している補助金額の3分の1、限度額30万円



電動アシスト自転車

【対象】大型・中型・普通自動車運転免許を有している、電動アシスト自転車を本市内で購入した方

【補助金額】本体価格の3分の1、限度額3万円



*補助金の交付に際しては、前記以外の条件があります。設置・購入・申請の前に、詳細についてお問い合わせください。

*補助金の交付申請は、国が実施する住宅用太陽光発電設備、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車にかかる補助金の交付決定を受理した日、または電動アシスト自転

車を購入した日から60日以内であれば申請できます。【必要書類】交付申請書、その他指定する添付書類

快適環境づくり補助金を交付します

次の団体に対して補助金を交付します。なお、この補助金は、「市民活動支援基金」で運用しています。

【対象団体】自治会、子供会、老人会、PTA、ボランティアグループ、NPOなどのクラブや団体

【対象活動】フラワーポットの設置、花の植栽など

【補助金額】必要経費(人件費、委託費および飲食費を除く)の80%

*5万円を限度とし1団体に対し、年1回の補助となります。【申請方法】事業着手前に補助金交付申請書を提出してください(事業終了後に実績報告書を提出)。